不利益処分基準 (公表用)

様式第4号

所管部 (局)・課 生産振興部 水産課

法	令	名	水産資源保	護法			法令の番号	昭和 26年 12月 17日	法律第	第 313 号
不	利益处	立分の種類	無許可工事	の変更	、原状回復命令		根拠条項	第 18 条第 2 項		
	1	呆護水面の管	理に著しく障	章害を及	なぼすと認められるとき。					
処										
分										
基										
準										
対応	1	聴聞の実施		処理	水産課	交付	水産課		目次	
区分	2	弁明の機会	の付与	機関		機関			NO	3 1